

◎ お知らせ

令和9年4月1日から

大型免許に「AT限定免許」が導入されます。

- 令和9年4月1日から大型免許に「AT限定免許」が導入されることから、運転免許センターでは、大型トラックの運転免許技能試験で使用する「AT車」を新たに導入し、技能試験を開始します。

◇ 運転免許センターで技能試験を受け、大型免許を取得する場合

現 行

MT大型車で試験



MT大型免許の交付

※ 現在所持している運転免許を問いません。

令和9年4月1日から

- ① 所持免許が「AT普通免許」で、「AT大型免許」を希望する場合

AT大型車で試験



AT大型免許の交付

- ② 所持免許が「AT普通免許」で、「MT大型免許」を希望する場合

AT大型車で試験

+

MT普通車で試験



MT大型免許の交付

- ③ 所持免許が「MT普通免許」で、「MT大型免許」を希望する場合

AT大型車で試験



MT大型免許の交付

※ 「MT普通免許所持」のため、制度上、「MT大型免許の交付」となります。
「MT普通車」の試験は、ありません。

- ④ 所持免許が「MT普通免許」で、「AT大型免許」を希望する場合

※ 「MT普通免許所持のため」、制度上、「AT大型免許」を希望(受験)することはできません。

- 運転免許センターで技能試験を受け、大型免許に合格した場合、別途「運転免許取得時講習」が必要となる場合があります。

- 指定自動車教習所では、令和9年4月1日以降も当分の間、MT大型車での教習を実施する予定です。



※ イメージ

◎お問合せは、

運転免許センター試験係まで

電話：018-862-7570